

綾町育英会奨学資金貸付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、優秀な学徒で経済的支援を必要とする者に初期の目標を達成させるため、必要な奨学資金を貸付又は給付することを定める。

(対象者)

第2条 奨学資金を受ける学生、生徒（以下奨学生という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校並びに専修学校の専門課程及び高等課程等に在学し、又は進学をする綾町居住者の子弟である者で、学習意欲があり経済的理由により修学が困難である者とする。また、下記の要件を満たすこととする。

- (1) 親権者等は綾町に住民登録をしていること。
- (2) 親権者等に各種の税等の滞納がないこと。但し、各種の税等の滞納をすべて整理した場合にあっては、この限りではない。
- (3) 進学支度金貸付は、高校、大学（短大、専修学校及び各種学校を含む）進学見込みの世帯に、入学時に必要な支度金を貸し付ける。
- (4) 海外研修・留学等支度金貸付は、海外研修や留学等に参加する有能な資質があり、他の模範となる意欲ある学生や生徒を対象に貸し付ける。
- (5) 国際大会参加等支度金給付は、スポーツや芸術文化等で特に優秀な成績を収め、海外で開催される国際大会等に出場する他の模範となる意欲ある学生や生徒を対象に給付する。

(奨学資金の額)

第3条 奨学資金の額は、次の各号に掲げる範囲内で貸付または給付する。但し、進学支度金は入学時（編入学を含む）のみ、国際大会参加等支度金は年度内1回限り給付する。なお、国際大会参加など支度金は町の補助金や激励金との併用は不可とし後日の申請は認めない。

- | | |
|----------------------|---------------|
| (1) 高校・大学生等貸付金（Ⅰ） | 月額 20,000 円 |
| (2) 高校・大学生等貸付金（Ⅱ） | 月額 30,000 円 |
| (3) 高校・大学生等貸付金（Ⅲ） | 月額 40,000 円 |
| (4) 進学支度金（貸付型） | 限度額 100,000 円 |
| (5) 海外研修・留学等支度金（貸付型） | 限度額 100,000 円 |
| (6) 国際大会参加等支度金（給付型） | 限度額 50,000 円 |

(貸付期間)

第4条 奨学資金を貸付する期間は、高校並びに大学等の正規の修業年限を期間とする。

(貸付及び給付の申請)

第5条 奨学資金の貸付及び給付を受けようとする奨学生は在学する学校長の推薦を受け、第3条の第1号、第2号、第3号の申請する者は様式第1号及び様式第2号を、第3条の第4号を申請する者は様式第3号を、第3条の第5号を申請する者は式第4号

を、第3条の第6号を申請する者は様式第5号を提出し、併せて様式第6号を提出しなければならない。

- (1) 奨学資金貸与申請書（様式第1号）
- (2) 奨学生推薦願書（様式第2号）
- (3) 進学支度金貸付申請書（様式第3号）
- (4) 海外研修・留学等支度金貸付（様式第4号）
- (5) 国際大会参加等支度金申請書（様式第5号）
- (6) 奨学資金振込口座指定申請書（様式第6号）

（連帯保証人等）

第6条 返済義務は奨学生本人が負う。連帯保証人は2名用意し、その連帯保証人のうち1名（連帯保証人Ⅰ）は、申請者の父母兄弟姉妹又は、これに代わる法定代理人とする。連帯保証人のうち1名（連帯保証人Ⅱ）は、独立して生計を営み、奨学資金の返済に関し保証能力のある成人とする。

2 連帯保証人になれない者は次のとおりとする。

(1) 破産、個人再生若しくは任意整理等の債務整理中である又は過去に債務整理をした者

- (2) 連帯保証人としての責任と保証債務を理解していない者
- (3) 既に滞納となっている他の奨学資金の奨学生本人又は連帯保証人
- (4) 無収入である者（連帯保証人Ⅱ）
- (5) 生活保護受給中の者（連帯保証人Ⅱ）

3 奨学生は、連帯保証人が次のいずれかに該当する場合は、連帯保証人変更申請書（様式第15号）を提出しなければならない。

- (1) 第6条第2項のいずれかに該当する者となったとき。
- (2) 住所又は居所が不明になったとき。
- (3) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。
- (4) 失業その他の事情により保証能力を著しく減少させるような事態が生じたとき。
- (5) 死亡したとき。

（奨学生の選考）

第7条 育英会事務局は、第5条に基づく申請があった場合は、直ちに選考委員会に諮り審議し基金の範囲内で決定するものとする。但し、進学支度金貸付者、海外研修・留学等支度金貸付者、国際大会参加等支度金給付者の決定は育英会会長が行い、次期理事会で報告する。なお決定されたものについては奨学資金貸付（給付）決定通知書（様式第7号）により通知する。

2 選考委員は、会長、町議会議長、文教福祉委員長、民生児童委員、中学校長、中学校3年生担当主任、教育委員、教育総務課職員とする。

（誓約書等）

第8条 奨学生は奨学資金貸付の決定がされた場合は、遅滞なく次の書類を提出しなければならない。

(1) 奨学資金借受誓約書（様式第8号）

(2) 在学証明書

（奨学資金の貸付）

第9条 奨学資金は奨学生本人に下記のいずれかの方法より貸付する。

(1) 4半期ごと

(2) 半年ごと

（異動の届出）

第10条 奨学生は次の各号に該当する事由が発生した場合には遅滞なく異動届（様式11号）を提出しなければならない。但し、本人が病気などのために提出することができないときは親権者等から提出しなければならない。

(1) 休学、復学、転学、退学したとき。

(2) 奨学生本人及び連帯保証人の身分、氏名変更、住所、死亡等重要事項に異動があったとき。

（貸付額変更及び辞退の届出）

第11条 奨学生は特別の事情がある場合は、奨学資金貸付額変更申請書（様式第13号）により奨学資金貸付額の変更を申し出ることができる。但し、年度途中での金額の変更はできないものとする。また、退学等で奨学資金貸付の必要がなくなった場合は、奨学資金辞退届（様式第12号）を提出しなければならない。

（休止）

第12条 奨学生が休学したときは、その期間、奨学資金の貸付を休止する。

（停止）

第13条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸付を停止する。

(1) 傷病、疾病などのために就学の見込みがないとき。

(2) 学業成績又は素行が不良となったとき。

(3) 奨学資金を必要としない事由が生じたとき。

(4) 休学又は転学が適当でないとき。

(5) その他奨学生として適当でない行為があったとき。

（返還）

第14条 奨学資金、進学支度金、海外研修・留学等支度金は、原則として、卒業又は留学・研修終了後6か月経過後から貸付期間の2倍に相当する期間内に月賦で返還しなければならない。

2 前項の返還金は、その全額又は一部を繰上げ返還することができる。

3 奨学生が退学し、若しくは奨学資金の貸付を辞退又は停止の決定を受けたときは、それぞれの事由発生の翌月から前条に準じて返還しなければならない。但し、特別な事情がある場合は別段の返還方法により返還することができる。

（貸付終了手続）

第15条 奨学生は下記のいずれかに該当する場合は、貸付を終了するため1か月以内に奨学資金借用証書（様式第9号）及び奨学資金返済計画書（様式第10号）を提出しな

なければならない。

- (1) 卒業したとき。
- (2) 進学したとき。
- (3) 退学したとき。
- (4) 辞退したとき。
- (5) 停止されたとき。

(返還の猶予)

第16条 奨学生が下記のいずれかに該当する場合は奨学資金返還期限猶予申請書（様式第14号）の提出により返還を猶予することができる。

- (1) 上級学校に進学するとき。
- (2) 疾病などの事由により奨学資金の返還が困難なとき。
- (3) その他特別な事由により奨学資金の返還が困難なとき。

(死亡等による返還の免除)

第17条 奨学生又は奨学生であった者が奨学資金返還完了前に死亡したときは、遺族からの願い出により理事会の審議を経て、死亡日以降の返還金（滞納分は除く）を免除することができる。

(定住等による返還の免除)

第18条 奨学資金の貸付を2年以上受けた者が、卒業等により貸付が終了した後に次の各号のすべてに1年以上継続して該当するときは、申請により理事会の審議を経て、奨学金の返還債務の全部又は一部の返還を免除することができる。但し、理事会が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 綾町内に定住の意思をもって居住し、就業していると認められること。
- (2) 原則として消防団に入団し、地域活動に貢献していると認められること。
- (3) 継続して奨学金の返還を滞りなく行っていること。
- (4) 奨学資金の貸付を受けた者に町税等の滞納がないこと。

(免除の額)

第19条 前条の規定による免除の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する割合とする。

- (1) 免除決定の月から第14条に定める返還が終了するまでの期間の2分の1を経過するまでの期間は、その期間の返還金額の2分の1の額を免除する。
- (2) 前項に定める2分の1の期間を超え返還終了までの期間は、その期間の返済金額の全額を免除する。
- (3) 免除決定の月から返還終了までの期間が1年に満たないときは、その全額を免除する。

(免除の申請)

第20条 第18条の規定により翌年度分の奨学資金返還の免除を受けようとする者は、毎年度、奨学資金返還免除申請書（様式第16号）に次の各号に規定する書類を添えて、3月1日から3月31日までに申請するものとする。

- (1) 住民票
 - (2) 就業を証する書類
 - (3) 町税等の調査に関する同意書
 - (4) 誓約書
- (報告義務)

第21条 第18条による免除を受けた者は、その免除を受けた要件に変更があったときは、遅滞なく免除要件異動報告書（様式第17号）によって報告しなければならない。

(免除の取消)

第22条 会長は、次の事項が判明した場合には、免除取消通知書によりその免除を取消し、直ちに免除を受けた額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により免除を受けたとき。
- (2) 第18条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(事務)

第23条 育英会の事務は綾町教育委員会教育総務課において処理する。

第24条 この規定に定めるもののほか必要な事項は理事会で決定する。

附 則

この規則は、昭和42年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日より適用する。

附 則

この規則は、平成22年11月1日より適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日より適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第25条から第29条までの規定は、遅滞なく返還された場合の平成27年4月1日現在の未返還金について適用し、平成26年までに納付された返還金については適用しない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年2月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。(令和4年2月21日)